

4月28日にとりまとめた

原子力安全委員会の原発の耐震設計審査指針改訂案

「大いに問題あり！！」

原発震災はなんとしても防がねばならない！

「志賀原発2号機建設差し止め請求」に対して金沢地方裁判所は3月24日、「志賀原発2号を運転してはならない」という画期的な判決を下しました。

原子力安全委員会はこの判決に具体的には反論せず「安全審査に問題はなかった」とだけ発表しました。そして、5月22日の会合で原発の耐震設計審査指針の改訂案を了承し、翌日から1ヶ月間の意見募集を始めました。この改訂案は耐震指針検討分科会が4月28日にとりまとめ、5月19日の原子力安全基準・指針専門部会です承されたものです。結局、志賀判決で指摘された「直下地震を小さく見積もっている」ことや「活断層の長さをぶつきりにしている」問題など耐震設計の欠陥について検討も反省もなされないままです。



(阪神・淡路大震災で倒壊した建物
1995年1月17日)

マスコミ等の一部では、「指針が高度化された」と、歓迎する評価をしていますが、そうではありません。

今回の審査指針改訂案では
国民の安全は保証できません

1995年に起こった阪神・淡路大震災以降、「地震国日本で原発が運転されているが、はたして大丈夫だろうか？」と、不安を持つ人々が増えました。同じような大地震がその後も全国各地で多発したため、国もようやく2001年7月に原発の耐震設計審査指針の見直し作業を始め、4年10ヶ月にわたり改訂案を検討してきたのです。ところが、結論から言うと、改訂案は、抜本的に耐震性を強化するどころか、今までどおりの耐震設計を踏襲するものでしかありません。これで本当に原発の耐震性が確保されるのか、大いに疑問です。これでは国民の安全は保証されません。

今回出された指針改訂案の問題点を5つ挙げましょう。

原発に一番影響を及ぼす直下地震の大きさは、今までの直下地震の想定とほとんど変わりません。

原発は、ビビリ振動(短周期振動)に弱いので、ビビリ振動が大きく伝わる直下地震にアブナイのです。今までは、マグニチュード6.5(M6.5)の大きさの直下地震を考えて



(原発はビビり振動に弱い)

いましたが、これよりはるかに大きいM7以上の地震が全国各地で起こっているのです。

そこで、指針改訂案は、「M6.5の直下地震」を廃止し、「震源を特定せず策定する地震動」というわけのわからない地震動に置き換えました。しかし、原発にとって重要なビビり震動の大きさはほとんど変わりません。そうするため、実に巧妙なトリックを使っています。詳しくは後の解説を読んで下さい。

市町村の地震防災では「近くの活断層が地下で連動して大地震が起きる」ことを想定していますが、原発の耐震設計では「近くに活断層があっても地下では連動しない」とみなし、起こりうる地震の規模を小さく見積もっています。

指針改訂案でもこの考え方は変わっていません。指針改訂案では、活断層の評価を「5万年前以降活動した活断層」から「約13万年前以降活動した活断層」へ広げたとされていますが、「隣接する複数の活断層を地下で連動する活断層帯として安全側に考える」立場をとっていないのです。

大きく変形しないように設計するための地震動が過小評価される可能性があります。

原発の施設は地震によって壊れてもよいもの、大きく変形してはいけないもの、安全機能が維持されなければならないものなどにクラス分けされています。指針改訂案では、Aク

ラスの施設がA sクラス並みにランクが引き上げられました。これだけを見ると「安全側に立った」ように見えますが、そうとは限りません。「大きく変形しないように設計する」際に想定されていた地震動が、多くの原発で今より小さく設定される可能性が高まってきたのです。

指針改訂案では安全審査に用いられてきた「応答スペクトルによる方法」が間違っていたことを認めず、まだ開発途上にある断層モデルという新しい方法で補えばよいとしています。

私たちは、応答スペクトルによる方法では、地震による施設への影響を過小評価していると批判してきました。このことは、阪神・淡路大震災でも明らかでしたし、昨年8月に起きた宮城県沖のプレート境界地震でも明らかにされました。また、断層モデルによる最新の方法でも、想定宮城県沖地震が過小評価されていたのです。このことは改訂案が出される数ヶ月前に、私たち市民グループと政府の交渉の場で明らかにされたことなのです。

指針改訂案には、「残余のリスク」というものが入り込んできました。原発の周りで将来起こると考えられる基準地震動を上回る大きな地震も起こりうるとし、その場合には「原発重大事故が起きて放射能災害を被るリスクを覚悟して下さい」というのです。

チェルノブイリ事故から20年経ちますが、まきちらされた放射能によって深刻な被害が次々と明らかになってきています。日本でも大地震で原発重大事故が起こる可能性があり、それを国民は甘んじて受け入れなさいというのが「残余のリスク」なのです。

このように地震に関してだけから見ても原発は一日も早く止めていかねばなりません。

安全委員会から出された指針改訂案は、抜本的に作り直させねばなりません。

教育基本法の改悪で、
原子力推進教育が学校現場に！
教え子を原子力の犠牲者にするな！」

2002年度予算から導入された原子力・エネルギー教育支援事業交付金制度は、原発推進政策を教育現場に持ち込むもので



あり、明らかに憲法や教育基本法に違反しています。文部科学省が、総合的学習という名のもとに、教育委員会や学校に原発推進という特定の政策を押しつけるため交付金を充てることは、教育基本法に違反します。

私たちは、文科省交渉などでこの点を追及し、この交付金制度の導入に反対しました。2005年度は予算額 4億9500万円のうち2億3800万円のみが22府県に交付されるに留まっています。自治体からの申請がなければ交付できないからです。しかし、今回の教育基本法の「改正」案が成立すれば、各自治体からの交付金申請の有無にかかわらず、原子力推進教育が強制的にカリキュラム化され、学校現場におろされていくことになります。

「改正」案の第16条「教育行政」では、「教育は、不当な支配に服す



ることなく、この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべきものであり・・・」とあります。原子力推進教育は、「エネルギー基本法」の中に盛り込まれており、ここでいう「他の法律」に当てはまっているのです。

教育基本法の改悪案は、過去の過ちを反省した日本国憲法の主権在民、国民主権に対して、個人を国に従属させようとしており

憲法違反です。「教育の目的」の項にあった「真理と正義を愛し」という文言がすばっと抜け落ち、真理を追い求める一番普遍的な教育の中味を意図的に抜いているのです。

「教え子を原子力の犠牲者にするな！」と、教育基本法改悪に反対しましょう。

品質保証システムを整備できない関電が美浜3号の運転再開をめざす

関電は、美浜3号炉の運転再開をめざしています。

2年前に11名の死傷者をだした美浜3号炉事故は、関電がいかに原発の安全性をないがしろにしてきたかを明らかにしました。関電は、何度も「反省」しながら、今なお品質保証システムがずさんです。

関電は、原発の安全性を軽視して死傷者をだしたにもかかわらず、だれひとりとしてその罪が問われないまま、美浜3号の運転の再開をめざしているのです。このような企業体質には恐ろしさすら覚えます。

関電は、今回の事故を本当に反省するのであれば、すべての原発を止めて品質保証システムの確立に全力を注ぎ、死傷事件の刑事責任問題が決着するまで謹慎すべきです。にもかかわらず、そうしないばかりか、事故から2年経ってほとぼりが冷めてきた頃を見計らって美浜3号炉の運転再開をめざすなどもってのほかです。関電は「品質保証の強化」といいながら、実際は、検査の簡略化を進めようとしています。定期検査期間を一層短縮し、原発を13カ月を超えて20カ月まで連続運転し、運転しながら点検する方法を導入しようとしているのです。

また、美浜原発のすぐ近くを走る活断層の過小評価も問われています。

私たちは、美浜3号の運転再開に反対し、原発の耐震性の問題で粘り強く関電と交渉します。共に厳しく追及しましょう。